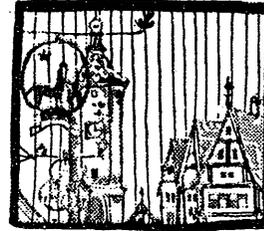


各国のトピックス

病院への財政援助

(西ドイツ)



連邦青少年・家族及び保健相 Käte Strobel は議会の夏期休暇後病院財政に関し決定する筈である。

議会が中期財政計画でこれについて変更を行わないときは、連邦は1971年中期以後、病院の投資額の3分の1をカバーしなければならないことになる。予定では連邦は、1971年2億マルク、1972年4億マルク、1973年4億6,600マルクを病院のため集め、その利子と償還の処置をしなければならない。

準備中の法案は連邦の病院融資を法的に確定し、さらに連邦資金の配分の条件その他を決定すると共に、残りの費用の調達について

命令を施行する権限を与えることになる。

連邦政府がこのような処置をするのは、国民に十分な奉仕をする病院制度を備えること

は公的な任務であると考えためであり、このため連邦と各ラントは共同して、病院の建設及び維持のため財政援助をしなければならないとするのである。このため現在既に病院が利子及び償還を行なっている限り、それを連邦と各ラントが引受けることもできる筈である。

なおこの場合 Strobel 案では、病院の看護基準の設定には全くの利用費しか算定されていない。

Die Welt, 5. Februar.

(安積鋭二 国立国会図書館)

医学の進歩に合わせた保障を —疾病保険法改正をめぐって—

(西ドイツ)

連邦労働相 Walter Arendt の発表によると、連邦政府は疾病金庫、医師、及び担当者

と学識経験者よりなる、疾病保険の改善発達ののための専門家委員会を召集した。委員会の